

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

この制度は、国及び群馬県の補助を受けて、群馬県社会福祉協議会（以下「群馬県社協」）が実施する公的な貸付制度です。

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す群馬県内のひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「高等職業訓練促進資金」）を貸し付け、自立の促進を図ることを目的とするものです。

◆貸付対象者◆

下記の要件をすべて満たす方が対象です。

- ①高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方
- ②児童扶養手当全部受給である方
- ③県内に住所を有している方
- ④養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ⑤高等職業訓練促進給付金の支給機関（市、保健福祉事務所）から推薦を受ける方
- ⑥同種の修学資金を他から受けていない方及び受ける予定のない方

○併用不可：保育士修学資金貸付等制度、介護福祉士修学資金等貸付制度、専門実践教育訓練給付金（就職準備金は併用可能）。

○併用可：母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度、独立行政法人日本学生支援機構、地方自治体・民間団体・病院等による奨学金や貸付金、専門実践教育訓練給付金（入学準備金は併用不可）。

◆貸付額◆

- ①入学準備金 500,000円以内
- ②就職準備金 200,000円以内

◆貸付利子 及び 延滞利子◆

連帯保証人を立てた場合、貸付利子は無利子です（連帯保証人を立てない場合は年利1%となります）。

なお、返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。（年利3% ※但し、令和2年3月31日以前に貸付契約を結んだ方は従前どおり年利5%）

◆連帯保証人◆

原則、連帯保証人を必要とします（独立の生計を営む方で県内に居住する方）。

◆返還が免除になる場合◆

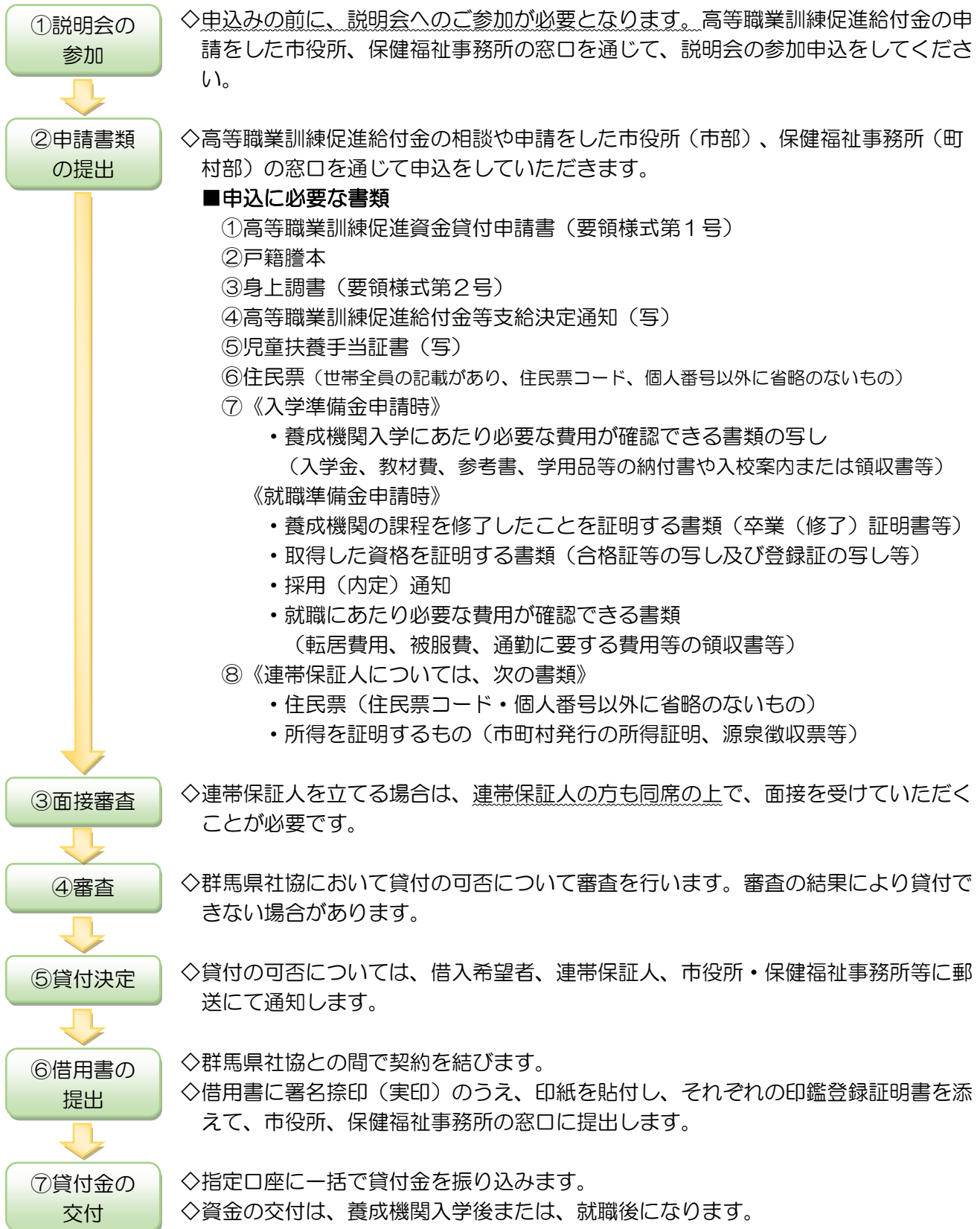
養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合は、申請により返還債務額が免除されます。

※1週間の所定労働時間が20時間以上であること。雇用形態は問いません。

◆留意事項◆

養成機関修了時まで高等職業訓練促進給付金の対象でなくなる場合には、契約解除となり、返還となります（例：再婚によりひとり親でなくなる等）。

◆資金交付までの流れ◆



<問い合わせ先>

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 4F
社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 担当
Tel. 027-255-6031 Fax. 027-255-6444